

畜産農家の皆様へ



愛知県では、環境等から高濃度の放射性物質は確認されていません。食品衛生法上の暫定規制値を超える畜産物を生産しないよう、下記のことを気をつけてください。

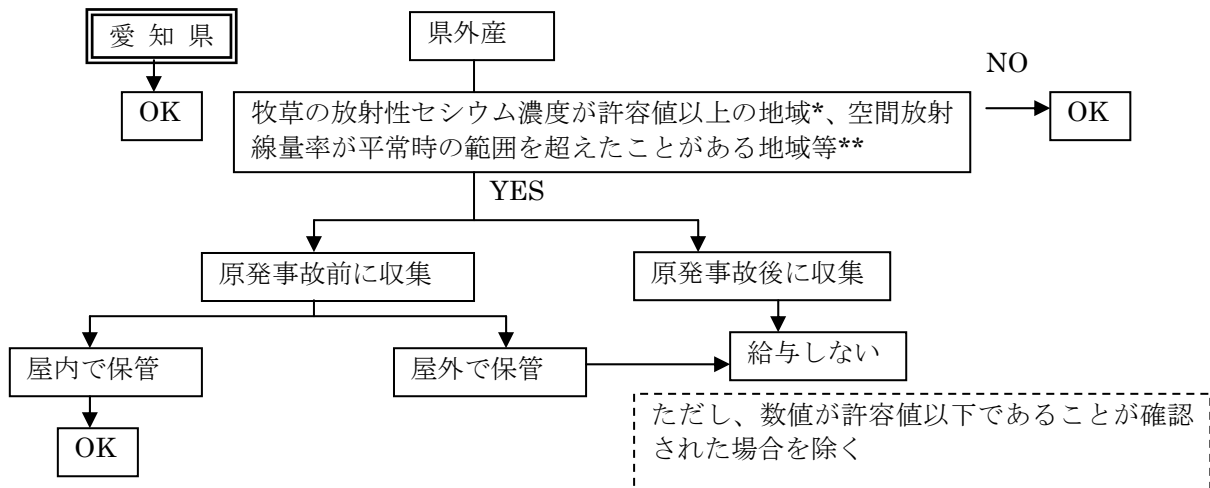
暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。

飼料について、放射性セシウムの暫定許容値が設定されました。

飼料の種類	許容値
牛、馬、豚、家きん等用飼料	300ベクレル/kg

【購入飼料について】

○稲わら等の粗飼料については「何時」、「何処で」収集され、どのように「保管」されていたのかを購入元に確認しましょう。



○配合飼料についても、購入元に確認し、原料管理を含め適切に製造、管理された飼料を給与しましょう。

○給与した飼料については、生産地等の記録を残しましょう。

【自給飼料について】

○飼料を生産する場合は、土壌に施用する堆肥、肥料および土壌改良資材等について、製造元に確認し、適切に製造、管理されたものを使いましょう。

暫定許容値を下回る堆肥を作りましょう。

肥料について、放射性セシウムの暫定許容値が設定されました。

種類	許容値
肥料、土壌改良資材、培土	400ベクレル/kg

○敷料、副資材等の堆肥の原料は、販売業者あるいは譲渡者に確認し、適切に製造、管理された資材を使いましょう。

○家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、給与飼料、使用した敷料および副資材について販売・譲渡先に伝えましょう。

*牧草の放射性セシウム濃度が許容値（300ベクレル/kg）を超える地域が存在する県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県）

**空間放射線量率が平常時の範囲を超えたことがある17都県

（青森県、岩手県、宮城県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）



連絡先	電話	担当
愛知県農林水産部畜産課 環境・経営グループ	052-954-6425	豊島・杉江
畜政・家畜衛生グループ	052-954-6424	川村・坂井田